

厚生労働省発健0216第2号
令和3年2月16日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを各市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)に指示することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市町村長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。)の区域内に居住する16歳以上の者

2 期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

3 使用するワクチン

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)

以上